

電子申請による申請・届出等のおすすめ

平成20年2月1日から、電子政府の総合窓口「e-Gov」から、厚生労働省のほとんどの手続きについて申請・届出が可能のため、雇用保険の各種手続きがインターネットで、いつでも、どこでも安心・便利に利用できます。

電子申請とは、ハローワークの窓口で受け付けていた申請・届出等をオフィスのパソコンからインターネットを利用してオンラインにより行うことです。

電子申請のメリットは、申請・届出等の用紙の入手が不要のため、ハローワークの窓口へ行く移動時間や交通費及び待ち時間を節約できます。

電子申請を利用するためには、「電子署名」が必要であり、予め「電子証明書」を取得していただく必要があります。

「電子署名」とは、書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上にて行うものです。

「電子証明書」とは、電子手続き上の印鑑証明書です。

※なお、「電子証明書」の取得には別途費用が必要となりますので、詳細は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガヴ）」のホームページ (<http://www.e-gov.go.jp/>) を参照ください。

電子申請に関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

電話番号 050-3786-2225 ナビダイヤル ※全国一律市内通話料金

017-771-9008 (IP電話等をご利用の場合) ※通常通話料金

受付時間 4月～7月 平日：午前9時～午後7時 土日祝：午前9時～午後5時

8月～3月 平日・土日祝：午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.center.e-gov.go.jp/>

雇用保険関係手続きに利用できる電子証明書を発行している機関（認証局といいます）については、厚生労働省ホームページで確認ください。

【厚生労働省トップページ・厚生労働省からのご案内】 <http://www.mhlw.go.jp/>

「申請・募集・情報公開」電子申請（申請・届出等の手続案内）

→電子申請に利用可能な民間認証局「認証局と手続区分・事業所形態の対応表」

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf